

定住促進奨励金のお知らせ

町への移住・定住を促進し、人口の増加と町の活性化を図るために、住宅を新築、建替えまたは購入した方に奨励金を交付します。

- 対象者 町の住民基本台帳に登録され、平成31年4月1日以降に居住するための住宅を新築、建替え、または購入した方
※空き家など中古住宅を購入した場合も該当します。
※コモンパーク上毛彩葉分譲宅地に新築した場合は該当しません。
※町税などに滞納がある場合や過去にこの奨励金の交付を受けたことがある方は対象となります。

■奨励金の額

区分	対象	奨励金の額
住宅	居住用の部分 (店舗兼用住宅の場合は店舗部分を除きます)	固定資産税相当額(新築軽減がなされている場合は軽減後の額) ※共有名義の場合は居住(同居)している方名義の分が該当します。
土地	対象住宅が建築された土地で330m ² まで (対象者または同居される方名義の土地に限ります)	

■交付期間 固定資産税が初めて課税される年度から最長3年間交付します。

■申請手続き 固定資産税が課税された後に申請手続きができますが、**奨励金の請求は対象年度の固定資産税を完納した後となります。**

■申請に必要な書類

- ・上毛町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)
- ・世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)
- ・新築または建替えの場合は建築基準法による検査済証の写し、購入の場合は売買契約書の写し
- ・登記事項証明書
- ・公課証明書
- ・世帯全員が町税等を滞納していないことが確認できる書類または非課税であることが確認できる書類(町外からの転入者については、転入前の市区町村で取得したもの)
- ・他用途との併用住宅の場合は居住部分との区分が確認できる書類
- ・その他町長が必要と認める書類

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線122)

令和3年度 コミュニティ助成事業の募集

コミュニティ助成事業は、財団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として、地域が自主的に行うコミュニティ活動に必要な備品や設備などの整備に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする事業です。

申請を希望する団体は、8月18日(火)までに企画情報課にご相談ください。

■助成対象団体 自治会、地域づくり団体などの町が認めるコミュニティ組織

■助成対象事業

事業名	助成対象	助成金額
一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費	100万円～250万円
コミュニティセンター助成事業	コミュニティセンター、自治集会所などの建設または大規模修繕、及び必要な備品の整備に要する経費	総事業費の5分の3以内 限度額1,500万円
青少年健全育成助成事業	主に親子で参加するスポーツ、レクリエーション活動に要する経費	30万円～100万円

※自治総合センターからの発表により、事業内容などに変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

※申請事業の採択は、自治総合センターが行いますので、申請しても採択されるとは限りません。

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線123)



国民健康保険被保険者の皆さんへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

70歳未満の国保加入者は、「限度額適用認定証」(以下、「認定証」)の交付を受け医療機関に提示することで、医療費の窓口負担が所定の自己負担限度額まで減額されます。

70歳以上の国保加入者は、所得区分が「一般」に該当する被保険者については、「認定証」がなくても自動的に自己負担限度額までの支払いを済みますが、所得区分が「一般以外」の被保険者については、「認定証」の交付を受けることで、窓口負担が所定の自己負担限度額まで減額されます。

また、住民税非課税世帯の方は、申請により入院中の食事代などの減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。交付を希望される方は、役場長寿福祉課で申請手続きをしてください。

注1) 現在「認定証」をお持ちの方も、8月以降は再度申請が必要です。

注2) 国民健康保険税に滞納があると交付できない場合があります。

《申請に必要なもの》 **印鑑・被保険者証・被保険者及び世帯主のマイナンバーを確認できるもの**
・本人確認書類(運転免許証など)

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線217)

こうげ大池灯籠祭の開催について

こうげ大池灯籠祭は、町の観光拠点である大池公園周辺に灯籠を灯し、幻想的な空間を創り出すことにより町の新たな魅力発信につなげるとともに、地域住民、企業、学校等との協力体制により実施することで、「協働によるまちづくり」の推進を図り、町の掲げる将来像「みんなが輝くまち上毛」の実現を目指すことを目的として毎年開催しております。

本年度のこうげ大池灯籠祭は、観賞型イベントとして国や福岡県の方針に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止に十分配慮した上で、下記のとおり開催することを決定しました。

■開催日 10月24日(土)、25日(日)

※今後の感染者の発生状況により中止する場合もございます。

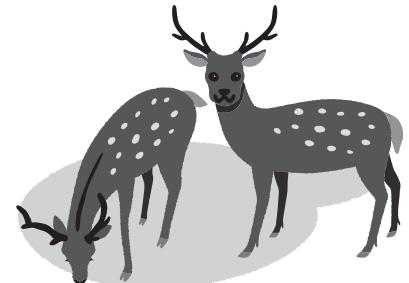
○開催決定に伴い、大池灯籠祭の企画、運営などに御協力いただける企業、団体などを募集します。

参加を希望される場合は、9月1日(火)までに下記連絡先へご連絡ください。



●問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線123)

電気柵設置における安全対策について



平成27年7月、静岡県で、シカよけのために設置した電気柵による感電死亡事故が発生しました。電気柵を設置するときは、感電または火災のおそれがないように設置することとされており、以下の点に注意する必要があります。

- ①危険である旨を、人が見やすいように表示すること。
- ②出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用すること。
- ③30ボルト以上の電源から電気を供給するときは、漏電遮断器を設置すること。
- ④開閉器(スイッチ)を設置すること。
- ⑤適切にメンテナンスを行うこと。



●問い合わせ先 産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線182)